

確定申告

書いてお早めに!

税務署職員による
申告相談は

3月8日(火)
まで

所得税

豊橋税務署 0532526201

申告の必要な方は

事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成16年中の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える方

給与収入が2千万円を超える方
給与所得者の方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
など

申告書を書くときは

申告書を書くときは「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。「手引き」などの参考資料は、申告会場および市役所税務課に置いてあります。

《申告書の種類》

【確定申告書A】
給与所得、雑所得（公的年金など）、配当所得、一時所得

【確定申告書B】
Aに該当しない所得のある方お

よび予定納税のある方

譲渡所得の申告や損失申告をする際は申告書Bのほか、別表も必要となります。

納税は期限内に

平成16年分所得税確定申告分の納期限は、3月15日(火)です。

納税は安全で便利な口座振替をぜひ、ご利用ください。振替納税を利用している方は、4月19日(火)が振替日ですので、前日までに預貯金残高をご確認ください。

確定申告をすると

所得税が還付される場合

確定申告をする義務がない方も、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合

還付のための申告書は2月15日以前でも、豊橋税務署に提出（郵送可）することができます。

申告書の提出先は

豊橋税務署（〒440 8504
豊橋市大国町111）または申告会場へ。

豊橋税務署職員の申告相談日 会場：市民体育センター

月	2									3					
日	/	17	18	21	22	23	24	25	28	/	2	3	4	7	8
曜日	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火
個人課税															
資産課税															

譲渡所得や贈与税の申告相談は、資産課税担当がお受けしますので、上記日程にあわせて申告会場へお出かけください。